

⑩ ≪農林水産業≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	対馬市	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
2	千葉県・成田市	成田市場の更なる 活用に向けた成田 空港におけるEU 向け衛生証明書 の発行について	電子発行不可となっているEU向け衛生証 明書(農林水産省認定施設に係るもの) を成田空港で発行する	EU向け水産物の輸出について は、衛生証明書の原本提出が義 務となっているが、農林水産省 認定施設に係る衛生証明書につ いては、輸出・国際局職員、地方 農政局職員等の押印・署名が必要 とされている。	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条 英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱4ー2。(2)	成田空港でのEU向け衛生証明書 (農林水産省認定施設に係るもの) の発行を可能とする。	農林水産省	今般EU向け適合施設認定を受けた事業者の利便向上を図るべく、成田空港内に設 置している窓口において証明書発行ができるよう規則の整備等を進めてきたところ、 12月5日から同港窓口におけるEU向け水産物の衛生証明書発行が可能。
3	一般社団法人ジビ エペットフード協会	ドッグタウン構想	犬と飼い主が幸せに暮らせるまちづくり ①適度な寒暖差があり、夏の気温・湿度 が低いこと。冬は寒くてOK。 ②自然が豊かで犬が気持ちよく散歩でき るコースがたくさんあること。 ③犬が飼い主や他の犬や遊びまわれる 公園があること。 ④犬が学習できるチャンスと制度が、しっ かりあること。 ⑤犬の体にいい食事が提供されること。	ドッグタウンでは、ヨーロッパ(特 にドイツ)と同様にノーリードで飼 い主が散歩できるしつけを実現さ せることを主旨としている。その ために、「犬を散歩させる際に は、飼い主は、綱・鎖(リード)を つけなければならない」という動 物愛護条例が、実施を艱難にさ せている。	環境省では「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の第4の5で、 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう 努めること。 (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。 (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。 と定めている。 これを基に各都道府県で動物愛護条例を策定している。栃木県では以下の通りで ある。 動物愛護条例5条 犬を飼養し、又は保管する者(以下「犬の飼養者」という。)は、常に犬のけい留(犬を 逃げるおそれがなく、かつ、人の生命、身体又は財産に危害を加えることのないよう に、さく、おりその他の囲いの中に収容し、又は固定した物に鎖等でつないでおくこ とをいう。以下同じ。)をしておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに 該当する場合は、この限りでない。 (1) 警察犬、狩猟犬、盲導犬その他の使役犬をその目的のために使用する場合 (2) 犬を展示会、競技会その他これらに類する催物に出場させる場合 (3) 犬を人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのない場所及び方法で訓 練し、又は運動させる場合 (4) 犬を制御できる者が、綱、鎖等でつないで連行する場合	犬の飼育者は、自治体公認の犬の しつけ教室等で、訓練された犬につ いては、ノーリードで散歩させるこ とができる。	環境省	○「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」は「動物の愛護及び管理に関する法 律」第7条の動物の所有者又は占有者の責務に基づき定められています。 ○本基準の「第4 犬の飼養及び保管に関する基準」は、犬の所有者に対して犬の飼 養及び保管に関する責務が示されており、また、飼い犬の放し飼いや運動(散歩)等 についても、公衆衛生上、環境衛生上懸念される事項(咬傷事故の発生や、家畜、家 禽への被害、他人の土地を荒らす、犬のふん尿による道路、公園等公共の場を汚染 するなどの迷惑、犬の行動の制御等)への対応をふまえ定められています。 当該基準の第4の5で、 「犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう 努めること。 (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。」 とあるとおり、あらゆる場面で引き運動をしなければならないとは規定していません が、上記懸念事項に対する十分な対応が担保されること等が必要と考えています。 ○なお、ご指摘いただいた、「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」第5条の(犬 のけい留義務等)が当該事項をもって制定されたかどうかは、環境省で判断すること はできません。実際は、「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」第5条の(犬の けい留義務等)に従って、運用されるものと認識していますので、条例については、栃 木県にお問い合わせいただきたく存じます。